

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No.1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社地域経済活性化支援機構 代表取締役社長 渡邊准
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
【報告義務発生日】	2026年5月1日
【提出日】	2026年5月12日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	法令改正により株券等保有割合が増加したとみなされ、その割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ユニチカ株式会社
証券コード	3103
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所スタンダード市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の間	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社地域経済活性化支援機構
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2009年10月14日
代表者氏名	渡邊 准
代表者役職	代表取締役社長

事業内容	<p>雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて大規模な災害を受けた地域の経済の再建その他の地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、次に掲げる業務を通じて、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 再生対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り又は貸付債権等の信託の引受け（以下「債権買取り等」という。）</p> <p>(2) 再生支援対象事業者に対する次に掲げる業務</p> <p>イ 資金の貸付け（社債の引受けを含む。）</p> <p>ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証</p> <p>ハ 出資（再生支援対象事業者の株式の取得を含む。（8）において同じ。）</p> <p>ニ 事業の再生に関する専門家の派遣</p> <p>ホ 事業活動に関する必要な助言</p> <p>(3) 特定支援対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り（以下「特定債権買取り」という。）</p> <p>(4) 特定専門家派遣対象機関に対する地域経済活性化支援機構法第22条第1項第4号で規定する専門家の派遣</p> <p>(5) 対象特定組合となった特定組合に対する出資</p> <p>(6) 単独で又は民間事業者と共同して、特定組合の無限責任組合員となる株式会社の設立の発起人となり、及び設立のための出資を行い、並びに当該株式会社の経営管理を行うこと</p> <p>(7) 債権買取り等又は特定債権買取りに係る債権の管理及び譲渡その他の処分（債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。）</p> <p>(8) 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分</p> <p>(9) 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務</p> <p>(10) 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な業務</p>
------	---

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	資産管理部 大谷 明久
電話番号	080-7063-1824

(2) 【保有目的】

事業再生支援（発行者への役員のパイプを含む）のため

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	462,018,400			

新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A		-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B		-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C			J	Q
株券預託証券					
株券関連預託証券	D			K	R
株券信託受益証券					
株券関連信託受益証券	E			L	S
対象有価証券償還社債	F			M	T
他社株等転換株券	G			N	U
合計（株・口）	V	462,018,400	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z				
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA				
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB				462,018,400
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC				346,513,800
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）					346,513,800

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年5月1日現在）	AD	173,256,943
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	346,513,800
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB / (AD+AE-AF) × 100）		88.89
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		66.67

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行者並びにその子会社である日本エステル株式会社及びユニチカスパークライト株式会社（以下3社を総称して「発行者ら」といいます。）は、提出者との間で締結した2024年11月28日付投資契約書において、発行者らの事業再生支援を行うことを目的として、下記事項をそれぞれ合意しております。

提出者は、発行者に契約違反や表明保証違反等がない限り、2027年7月31日までC種種類株式に係る普通株式対価及び金銭対価の取得請求権を行使しないこと

発行者は、2027年7月31日までC種種類株式に係る金銭対価の取得条項に基づく株式の取得を行わないこと

提出者は、発行者の取締役につき取締役の半数に1を加えた人数以内、発行者の監査役につき2名以内で指名する権利を有すること

発行者らは、提出者による事前の承認なく、主として、以下の事項を行わないこと

- ・ 定款の変更
- ・ 株式交換、株式移転、株式交付、合併又は会社分割その他の組織再編
- ・ 株式、新株予約権、新株予約権付社債の発行又は処分、自己株式又は自己新株予約権の取得又は消却、その他既存株主の持株比率に影響を与える行為
- ・ 社債の買入消却又は繰上償還
- ・ 株式等の分割、併合、無償割当てその他の株主の地位又は権利に影響を及ぼす一切の事項
- ・ 株主又は潜在株主との投資関連契約（その名称を問わず、事業、運営、統治等又は株式等の譲渡、買収等に関する事項を定める契約を含む。）の締結、変更又は解除
- ・ 他社の買収、有価証券の取得等の資本取引行為
- ・ 資本金又は資本準備金の額の増加又は減少
- ・ 剰余金の配当、中間配当その他の剰余金の処分（但し、提出者に対するものを除く。）
- ・ 第三者に対する金銭の貸付、担保の提供、保証債務の負担、第三者からの借入れ
- ・ 一定の金額以上である資産（不動産を含む。）の売却、賃貸その他処分行為又は譲受け若しくは賃借
- ・ 一定の金額以上となる設備投資、経費の支払いその他の支出

提出者は、発行者及びその取引金融機関7行との間で締結した2025年4月30日付債権者間協定書において、2028年3月31日までの間は、金融債権残高の過半数を保有する当該金融機関の賛成を得た場合に限り、C種種類株式に係る金銭対価の取得請求権を行使することができる旨を合意しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
借入金額計（AH）（千円）	20,000,777
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	20,000,777

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
	銀行業			1	5,899,934
	短資業			1	5,899,934
	短資業			1	5,250,941
	銀行業			1	2,949,967

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地